

令和元年台風第19号による 災害への対策に係る緊急要望

令和元年11月

北海道東北地方知事会

令和元年台風第 19 号による災害への対策に係る緊急要望

台風第 19 号に伴う災害により、北海道・東北地方においても多数の尊い人命が奪われました。加えて、住宅への浸水やライフラインの途絶のほか、交通・生活関連インフラや公共土木施設、農林水産業施設、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設、工場、さらには林地や農作物・水産物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼしております。

現在、被災地では、応急対策の実施をはじめとした早期復旧に全力を挙げるとともに、住民生活の一日も早い安定に向け、市町村及び関係機関と一体となって緊密な連携を図りながら、災害対策に総力を挙げて取り組んでいるところであります。しかしながら、東日本大震災からの復旧・復興の途上にある当地方においては、財政措置等の支援が不可欠な状況にあることから、次の事項について要望します。

1. 被災者生活再建支援制度の要件緩和と充実

(1) 適用範囲の要件緩和と支給範囲の拡大

被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、全ての被災区域が支援の対象となるよう要件を緩和するとともに、支給対象とならない住宅半壊世帯等も対象とするなど支給範囲の拡大について、特段の措置を行うこと。

(2) 東日本大震災津波の教訓等を踏まえた支援の充実

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、工事単価の上昇に対応した支給額の増額について、特段の措置を行うこと。

また、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害であることから、東日本大震災津波の対応や教訓等を踏まえ、

国庫補助のかさ上げなど、特段の措置を行うこと。

2. 罹災証明書交付等経費への財政支援について

被災者の迅速な生活再建のためには、被災市町村による住家被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速・円滑な実施が極めて重要である。

そのため、他の自治体からの多くの人的応援が不可欠であるが、当該経費に係る被災市町村への財政支援が無く、応援自治体の負担となる場合もある。

当該経費について、災害救助法の対象とするなど、被災市町村への十分な財政支援を行うこと。

3. 復旧・復興に要する人的支援について

避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務に必要となる職員については、被災市区町村応援職員確保システムによる短期派遣を継続するとともに、今後の復旧・復興事業の進捗に合わせて確保が必要となる中長期的な技術職等の職員派遣についての支援を行うこと。

4. 災害復旧事業の早期実施等について

(1) 被災施設等の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。台風第19号災害からの災害復旧事業は、東日本大震災津波等からの復旧工事と並行して、早期に進める必要があるが、マンパワー不足等により3年以内に完了しないことも懸念されることから、制度の柔軟な運用や拡充を行うこと。

また、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地元負担を軽減すること。

(2) 東日本大震災及び原子力災害からの復興事業について、災害の発生により、進捗に影響が生じることが懸念されるため、それらの箇所については、事業の完了に向け、実情を踏まえた特段の措置を行うなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

- (3) 災害復旧事業の実施にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、採択基準の緩和等により、改良復旧を積極的に推進すること。
- (4) 河川激甚災害対策特別事業等、大規模災害に対する補助事業等が活用できるよう、採択基準の緩和を図るとともに、予算の拡充を図ること。
- (5) 規模が大きく早急に対応が必要となる箇所については、国の施行により早期復旧を図ること。

5. 災害廃棄物処理の推進について

(1) 早期復旧に向けた災害廃棄物処理先の確保

膨大な量の災害廃棄物が発生しているため、被災地域の焼却施設の能力では処理に相当程度の期間を要することが想定されることから、広域処理に係る技術的支援など、廃棄物の処理先の確保を支援すること。

(2) 災害廃棄物の処理促進に向けた市町村等への支援

災害廃棄物の処理に当たる市町村等の負担ができるだけ軽減されるよう、災害等廃棄物処理事業費補助金について、平成30年7月豪雨並みの地方財政措置や半壊以下の家屋についても事業の対象とするなどの交付範囲の拡大等のほか、弾力的な運用や申請事務の簡素化を図るとともに、予算の確保及び早期の採択を行うこと。

特に、稲わら等の処理について特段の支援を行うこと。

6. 農林水産業に対する支援について

(1) 農地、農業用施設、林道施設、治山施設、水産関係施設、漁港施設等に係る災害復旧事業等の早期実施や財政措置など、特段の措置を行うこと。

被害を受けた農林漁業者に対して、災害関連資金の無利子化など生産活動の再開に必要な経費の負担軽減、農業共済金の早期支払いや、共済

の対象外となる出荷前の保管米等の浸水被害に対する支援の検討など、経営再建に向けた特別の支援措置を講じるとともに、被災した共同利用施設等の早期復旧に向けて、特段の措置を行うこと。

(2) 被災した排水機場の復旧について、農村地域の生命・財産を守るため、原形復旧にとどまらない機能強化も可能となるよう支援を行うこと。

また、被災した農業者が営農再開できるよう農地に流入した稲わら等の除去等に係る経費のほか、浸水被害にあった機械や施設、畜産農家の稲わらの代替飼料などの確保に向けた迅速な支援を行うこと。

7. 商工業に対する支援について

(1) 商業施設や工場、旅館等の事業所が冠水するなど、事業者には甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者の迅速な事業再開や事業継続に繋がるよう、被災した事業用建物や設備等の復旧を支援する補助制度の創設や災害関係保障の発動による金融支援など、必要な支援を行うこと。

また、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置については、「中小企業所得推定額」の割合を引き下げ るなど、指定要件を緩和すること。

(2) 被災県の事業者は、国からの支援も受け、東日本大震災津波等による被災からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した台風第 19 号により被害を受けた事業者については、地域全体のなりわい再生の観点から、引き続き特段の措置を行うこと。

併せて、旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信も国内はもとより海外に対しても行うとともに、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

8. 生活交通手段の復旧支援等について

(1) 地域住民の足となる鉄道及びバスについては、特に交通弱者にとって

は欠かすことができない交通インフラであり、沿線地域の住民の通勤・通学などの日常生活に深刻な影響が及んでいることから、鉄道運休区間の代行バスの運行のための財政支援を行うこと。さらに、多くのバス車両が浸水被害を受け、車両が確保できず地域住民の日常生活に支障が生じていることから、交通事業者による代替車両の購入等に対して財政支援を行うこと。

(2) 第三セクター鉄道線は、地域の基幹的公共交通機関として、住民生活に必要不可欠な存在であるとともに、国内外の観光客等に移動手段や魅力的な乗車体験を提供し地域振興、観光振興の核となる必要不可欠な交通インフラであり、観光資源であることから、早期の運行再開に向けた特段の措置を行うこと。

また、その復旧に当たっては、被災住民の生活の早期再建や被災地域の復興のためにも、東日本大震災津波からの復旧スキームと同様、地元自治体や事業者には負担が生じないように、国庫補助率の最大限の引き上げや財政措置の拡充などについて、特段の措置を行うこと。

9. 医療機関・社会福祉施設・学校施設・文化財等の早期復旧に対する支援

(1) 医療機関の早期復旧に対する財政措置

被災地域における医療提供体制の早期復旧のため、医療施設等における災害復旧補助について、補助率の更なる引上げを図るとともに、補助の対象とならない医療機関の復旧や医療機器等の整備に対しても、特段の財政措置を行うこと。

(2) 社会福祉施設等の早期復旧に対する支援

被災した全ての介護保険施設、社会福祉施設等における災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象の拡大、施設の撤去及び移設、建て替え等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用について、特段の措置を行うこと。

(3) 学校施設・文化財等の早期復旧に対する支援

学校施設・社会教育施設や文化財に被害が生じていることから、早期復旧に係る財政上の支援について、特段の措置を行うこと。

10. 地方財政措置について

災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者や被災した事業者への支援など、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度や特別交付税による支援、災害復旧事業債の資金確保など、復旧・復興に要する経費に対し、特段の財政措置を行うこと。

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 鈴木直道

青森県知事 三村申吾

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 佐竹敬久

山形県知事 吉村美栄子

福島県知事 内堀雅雄

新潟県知事 花角英世

